学校

避難確保計画

対象災害:水害(洪水 内水 高潮 津波) 土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)

解説編 第1章1.1(1) 対象となる災害



○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方 作業シートの必要な項目を記入してください。 記入する場所は桃色の空欄で示しています。 様式2は対象となる災害のみ記入してください。 自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。 記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。 自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。 解説編 第1章1.1(3) 目次

自衛水防組織を設置する場合

		項目	様式等	ページ
	1	計画の目的	様式1	1
	2	計画の報告	様式1	1
	3	計画の適用範囲	様式1	1
	4	防災体制	様式2	2~5
	5	情報収集・伝達	様式3	6
	6	避難誘導	様式4	7
	7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
	8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
	9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
٢	10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
	11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
	12	緊急連絡網	様式9	12
╛	13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
	14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
	-	自衛水防組織活動要領	別添	14
	-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
L	_	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
	-	施設周辺の避難地図	別紙1	_

自衛水防組織を設置しない場合

	口用小川心域で改画しない物口									
		項目	様式等	ページ						
	1	計画の目的	様式1	1						
	2	計画の報告	様式1	1						
	3	計画の適用範囲	様式1	1						
	4	防災体制	様式2	2~5						
	5	情報収集•伝達	様式3	6						
	6	避難誘導	様式4	7						
	7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8						
	8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8						
٢	10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9						
	11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10						
	12	緊急連絡網	様式9	11						
]	13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11						
	14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12						
	15	防災体制一覧表	様式12	13						
	-	施設周辺の避難地図	別紙1	_						

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、内水、高潮が対象となる場合)

市町村長 への提出は不要

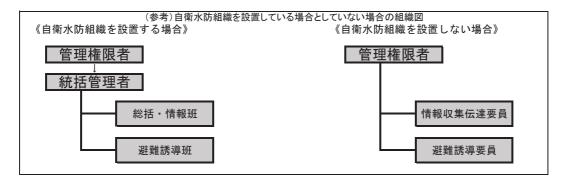
要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

市町村長

への提出は不要

(津波、土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。



1 計画の目的

この計画は、本施設の幼児・児童・生徒の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や幼児・児童・生徒に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4) 施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

施設の状況

	平日				休 日							
	幼児·児童·生徒			施設職員			幼児・児童・生徒			施設職員		
昼 間	約	155	名	約	52	名	約		名	約		名
夜 間	約		名	約		名	約		名	約		名

※幼児・児童・生徒数は最大の幼児・児童・生徒数を記載(おおよその幼児・児童・生徒数でもよい)

※昼間は通学部門の人数を記載

※夜間は幼児・児童・生徒はいない

※市民などが施設を利用する場合など、施設管理者が別の部署(市役所等)になる時は、含めなくてよい

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。

午前 7 時の時点で、全県下又は「 OO市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、 臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報 大雨警報又は特別警報

洪水警報

※幼児・児童・生徒の通学時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2(5) 事前休業の判断について

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

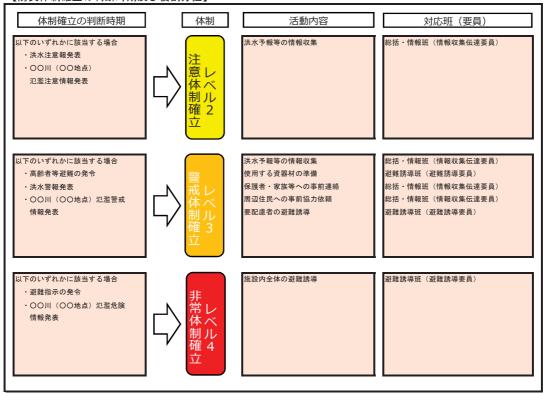
《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のも と、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、 避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要であ る。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制

・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報 不及小心とは、エルッと言いとなっては、必然には、必然になる。 等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミング を判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関 する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を 開始する。

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

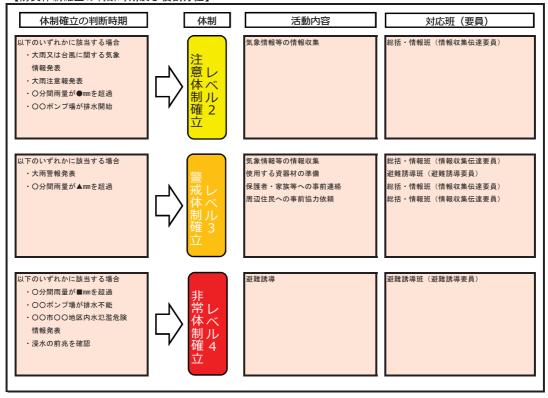
《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、 避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- 気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

・避難場所へ避難する準備を行う。

↓ レベル 4 非常体制

・避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を 開始する。

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

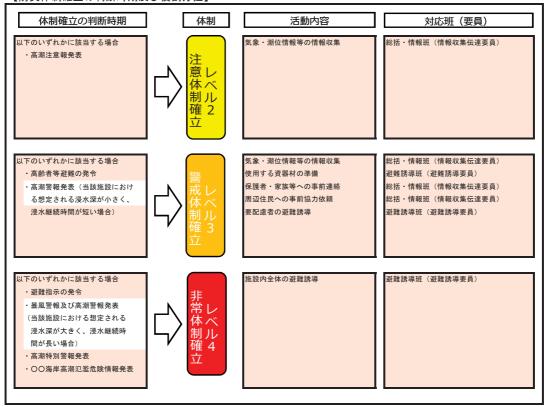
《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、 避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制

・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報 等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミング を判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

津波到達時間が短い場合

記載例

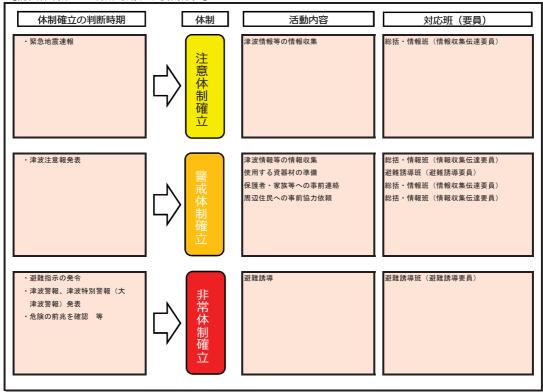
4 防災体制

解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のも と、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。 《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、 避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必 要である。

警戒体制

・避難場所へ避難する準備を行う。

1

非常体制

避難誘導を開始する。

津波到達時間が長い場合

記載例

4 防災体制

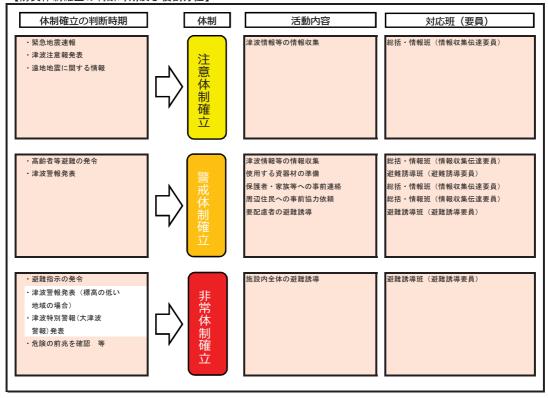
解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のも と、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。 《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、 避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報及び避難情報等をもとに設定する。津波の場合では、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必 要である。

警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

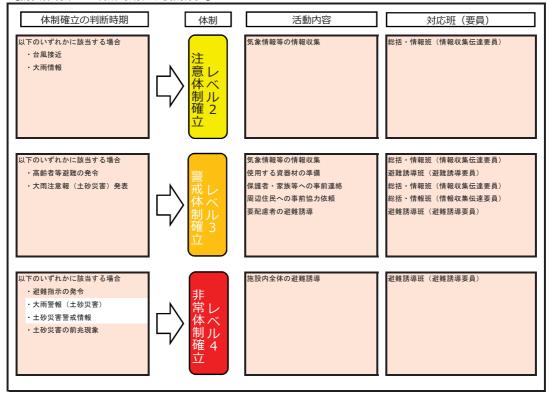
非常体制

施設内全体の避難誘導を開始する。

4 防災体制

解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



- ・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもと に設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判 断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制

・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報 等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミング を判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関 する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を 開始する。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法 (例)			
	気象警報、津波情報	テレビ			
洪水予報等	洪水予報、水位到達情報	インターネット(情報提供機関のウェブサイト)			
· 八八 平 1 平 1 平 1 平 1 平 1 平 1 平 1 平 1 平 1	土砂災害警戒情報	ラジオ(AMOOO)			
	高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、 防災メール			
	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかない よう施設内から実施)			
その他	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX(事前に調整)			
	施設周辺における土砂災害の前兆 現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかない よう施設内から実施)			

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、 乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が 解説編 第1章1.4(1) 情報収集 無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の 情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、

(避難場所)へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは (避難場所)において

行う。幼児・児童・生徒の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4(2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

記載例

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難(水平避難)する。自施設が市町村の避難場所に指定されている場合は、学校での待機(垂直避難)も選択肢の一つとなる。 当日の状況に応じて避難場所を選択する。

1) 立ち退き避難(水平避難)を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導(様式4)

立ち退き避難(水平避難)の場合の避難場所1 (浸水想定区域外の関連施設等)

	避難場所名称	移動距離 -		移動手段					
	姓 来 场 门 石 竹			徒歩 自転車		車両			
施設名(洪水)	A学校	2, 000	m			V	4	台	
施設名(内水)	A学校	2, 000	ш			٧	4	台	
施設名(高潮)	A学校	2, 000	ш			٧	4	台	
施設名(津波)	B神社	300	m	V	V	V	4	台	
施設名 (土砂災害:がけ崩れ・土 石流・地すべり)	C 高校(体育館)	500	m	٧	٧	V	4	台	

立ち退き避難 (水平避難) の場合の避難場所2 (指定緊急避難場所)

T 3/20 (2/10 (3/1 / 2/10) T 3/2/10 (3/1 / 3/10) T 3/2/10 (3/1 / 3/10) T 3/2/10 (3/10)									
	避難場所名称	移動距離 —		移動手段 徒歩 自転車 車両					
	近来·初月 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	イショルに円に			自転車 車両		車両		
施設名(洪水)	C 高校(体育館)	500	m	٧		٧	4	台	
施設名(内水)	C 高校(体育館)	500	m	٧		٧	4	台	
施設名(高潮)	C 高校(体育館)	500	m	٧		٧	4	台	
施設名(津波)	D小学校(校舎2階以上)	350	m	V	V	V	4	台	
施設名(土砂災害:がけ崩れ・土 石流・地すべり)	C 高校(体育館)	500	m	V	V	V	4	台	

2)屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保(垂直避難)の場合

	建物名称	避難階		移動手段	
屋内安全確保(洪水)	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー	
屋内安全確保(内水)	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー	
屋内安全確保(高潮)	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー	
屋内安全確保(津波)	指定無		階		
施設名(土砂災害:がけ崩れ・土 石流・地すべり)	本施設(斜面の反対側)	2	階	エレベーター、ストレッチャー	

[※]建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難(水平避難)、屋内安全確保(垂直避難)が困難な場合、近隣の安全な場所

「OO公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2)避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1 対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

[※]移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

解説編 第1章1.6 避難の確保を図るための施設の整備(様式5)

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

自施設が市町村の避難場所に指定されている場合には、住民の避難も考慮して対応する必要があるので、自治体と連携するのが望ましい。

避難確保資器材一覧 (例)

超短性体系形形 克(四)							
	備蓄品						
情報収集・伝達	テレビ 、 ラジオ 、 タブレット 、 ファックス 、 携帯電話 、 懐中電灯 、 電池 、 携帯電話用バッテリー						
避難誘導	名簿(施設職員、幼児・児童・生徒) 、 案内旗 、 タブレット 、 携帯電話 、 懐中電灯 、 携帯用拡声器 、 電池式照明器具 、 電池 、 携帯電話用バッテリー 、 ライフジャケット 、						
施設内の一時避難	水 (1人あたり9リットル) 、 食料 (1人あたり9食分) 、 寝具 、 防寒具						
衛生器具	おむつ・おしりふき 、 タオル 、 ウエットティッシュ 、 マスク 、 ゴミ袋						
医薬品	常備薬 、 消毒薬 、 包帯 、 絆創膏						
その他	0000						

		浸水を防ぐための対策
土のう 、 止水板 、	0000	

土砂災害に対する避難を確保するための対策※							
自家発電機 、	壁の補強	、 非常用サイレン(屋外設置) 、 〇〇〇〇					

[※]事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

解説編 第1章1.7

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

防災教育及び訓練の取組(様式了)

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

- 9 自衛水防組織の業務に関する事項
- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。 ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象と
 - して情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告

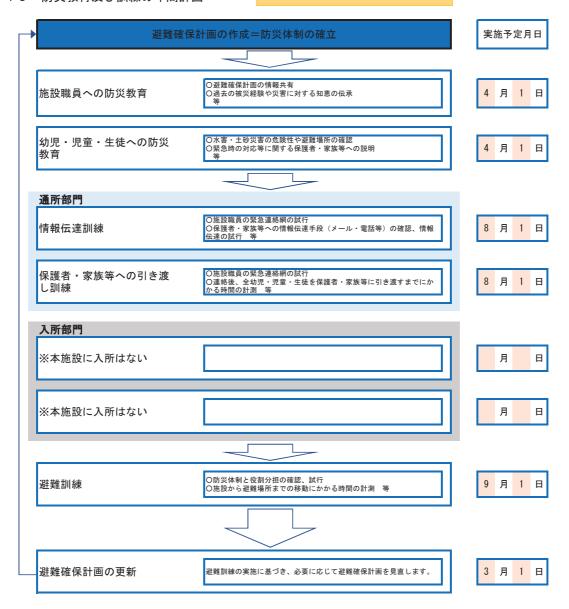
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7 防災教育及び訓練の取組(様式7) 記載例

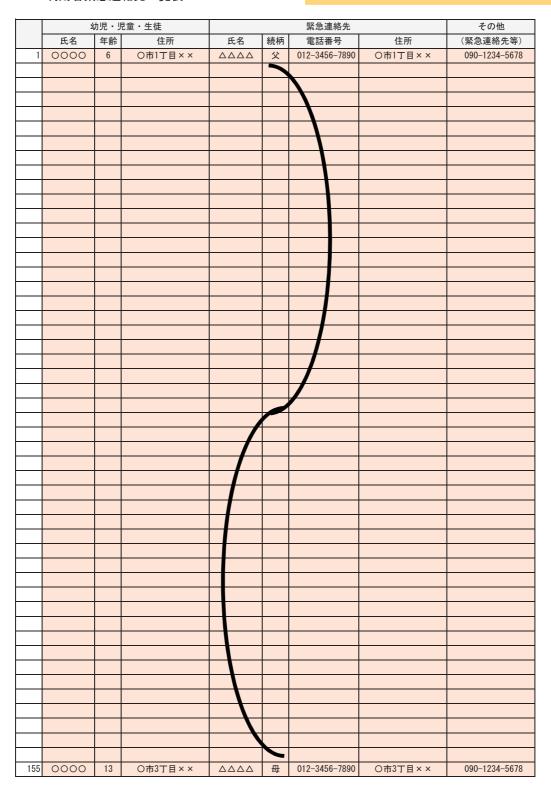




既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

11 利用者緊急連絡先一覧表

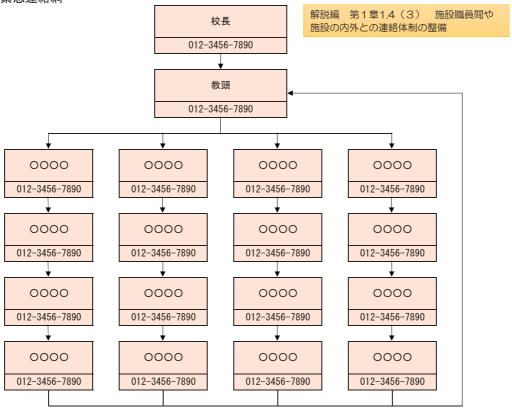
解説編 第1章1.4(3) 施設職員間や施設の内外 との連絡体制の整備



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

12 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村(防災担 当)	012-3456-7890	
市町村(福祉担 当)	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援 者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

14 対応別避難誘導一覧表

解説編 第1章1.8 対応別避難誘導一覧表(様式11)

	and 1 to 11		移動)手段	le en tr	
氏名	連絡先	対応内容	立ち退き避難	屋内安全確保	担当者	備考
0000	012-3456-7890	1	徒歩	階段	0000	
				1		
				1		
				1		
			<i> </i>			
0000	012-3456-7890	4	スクールバス	エレベーター、ス トレッチャー	0000	

避難場所へ移動 1単独歩行可能 2介助必要 3車いすを使用 4ストレッチャーや担架が必要 5その他

その他の対応

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

既に防災体制を確立している場合は、そ<u>れを活用してもよい。</u>

記載例

15 防災体制一覧表

解説編 第1章1,3(3) 防災体制の役割分担(活動内容と対応班、 対応要員)

管理権限者(<mark></mark>	校長)(代行者	孝)
	担当者		役割		
		(学年主任 (O)名 OOOO OOOO)	□ 情報□ 館内	予報等の情報の収集 内容の記録 放送等による情報伝達 者及び関係機関との連絡
	担当者			役割	
		(学年主任(O)名OOOOOOOO)		誘導の実施 難者、要救助者の確認

白衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、 自衛水防組織を編成するものとする。

- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括 する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有す
- る。 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するため に必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。 (3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災セ ンター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保 及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

- 特に、休日・夜間も施設内に幼児・児童・生徒が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施 設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職 員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとす る。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなけ ればならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとと もに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとす る。

自衛水防組織の編成と任務

解説編 第1章1.3(3) 防災体制の役割分担(活動内容と対応班、 対応要員)

統括管理者(校長)(代行者	李	<mark>教頭 </mark>)	
		担当者		役割	
総括・情報		(学年主任 (O)名 OOOO OOOO)	□ 状況の把握 □ 洪水予報等の情報の収集 □ 情報内容の記録 □ 館内放送等による情報伝達 □ 関係者及び関係機関との連絡	
		担当者		役割	
避難誘導現		(学年主任 (O)名 OOOO)	□ 避難誘導の実施 □ 未避難者、要救助者の確認	

記載例

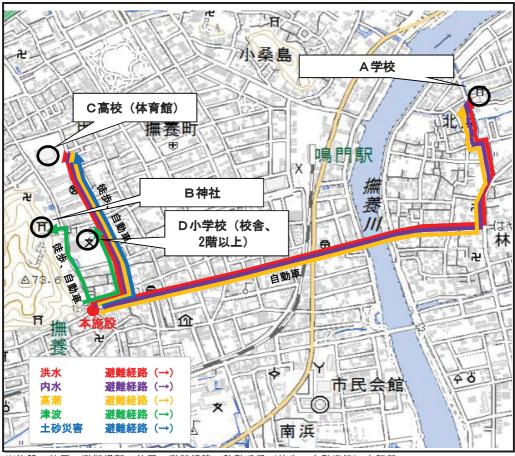
自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿(施設職員、幼児・児童・生徒等)
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退	屋内安全確保		
避難場所 1		避難場所 2	建 內女主催休	
洪水	A 学校	C 高校(体育館)	本施設2階	
内水	A 学校	C 高校(体育館)	本施設2階	
高潮	A 学校	C 高校(体育館)	本施設2階	
津波	B神社	D小学校(校舎2階以上)	指定無	
土砂	C高校(体育館)	C 高校(体育館)	本施設(斜面の反対側)2階	



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段(徒歩、自動車等)を記載 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。